

産業財産権を巡る国際情勢

2019年2月
特許庁

2006年

自主創新政策

2007年

インターネット規制
(外資遮断)

2008年

国家知的財産権戦略綱要

2015年

大衆創業・万衆創新

インターネット+

中国製造2025

第13次5カ年計画（2016～2020）

「知財強国」化を国家目標

2017年

インターネット安全法

● 出願の奨励

- 奨励金、表彰制度の設立・実施
(奨励制度は国・地方政府がそれぞれ制定)
例：中央政府による国際出願への助成
(2009年より、1件あたり50万元を上限。)
地方政府では、外国で特許を取得すると1か国あたり1万元を支給するところも。

● 国家知識産権局（CNIPA）の体制強化

- 商標部門及び地理的表示（GI）部門の編入

● 弁理士・弁護士が増加

- 弁理士数：0.5万人(2008) ↗ 1.6万人(2017)
- 弁護士数：16.5万人(2006) ↗ 32.5万人(2016)

● 法定賠償額の上限額引き上げ

- 上限100万元→500万元（専利法改正案）

● 懲罰的損害賠償（五倍賠償）制度の導入

- 損害賠償額を裁判所が認定した損害額の1～5倍までの引き上げが可能に（専利法改正案）

● 裁判所の機能強化

- 一審レベルの知財法院を北京、上海、広州に設置
- 技術系事件の第二審を最高人民法院で審理（2019～）
- 裁判の電子化・情報化

- 技術系事件の第二審を最高人民法院で審理（2019～）
- 裁判の電子化・情報化
- 損害賠償額の高額化

裁判の電子化・情報化

1. 国民サービスの向上

(1) 情報開示・情報発信

- ① 事件進捗情報の当事者への開示（ショートメールやWeChat）
- ② 裁判の中継（累積で200万件以上）
- ③ 判決文の公開（累積で5,700万件）
- ④ 執行情報の公開
- ⑤ ニューメディアを用いた施策等情報発信（ウェブサイト、ウェイボー、WeChat）

(2) 手続きの簡素化等

- ⑥ インターネット裁判所の設置（14,000件以上受理。審理は短時間）
- ⑦ 電子情報プラットフォームを通じたオンライン手続き等（訴訟手数料納付等）

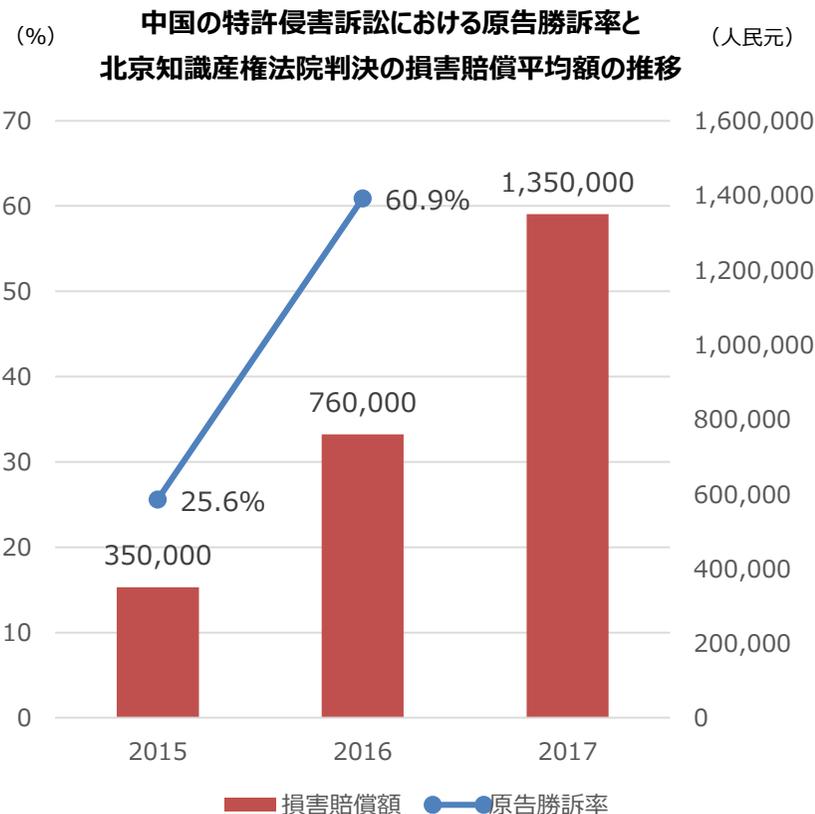
2. 裁判の効率化

- ① 電子情報プラットフォームを通じたオンライン処理（裁判に係る事務手続等）
- ② デジタル裁判廷（全国28,000箇所、フル録画・録音、音声認識システム）
- ③ ビッグデータの活用（関連技術事件の裁判官への割振）

3. 司法情報の管理

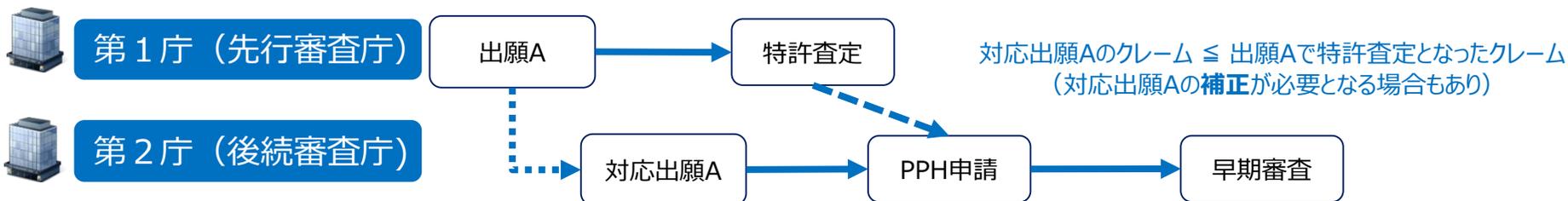
- ① デジタルライブラリの整備（弁護士への司法情報の提供）
- ② 司法統計の自動作成（毎日自動的に48万件作成）

出典：最高人民法院会見（2018年12月29日）等

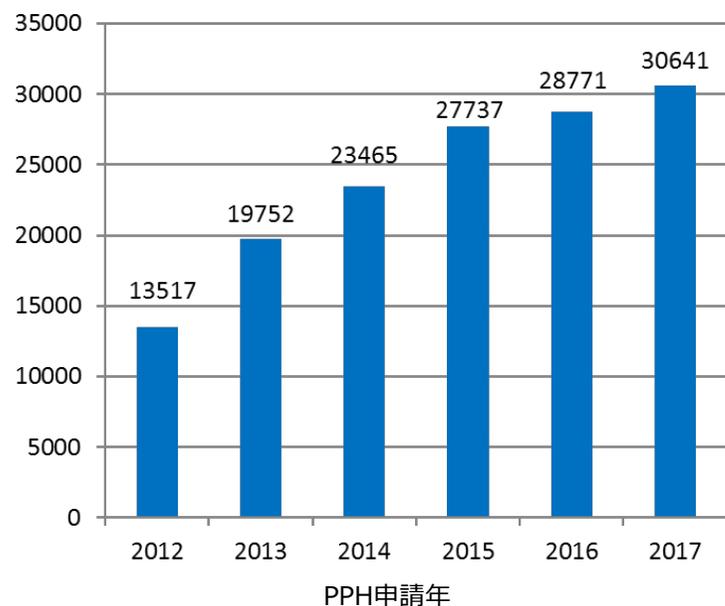


PPH概要 (制度・利用状況)

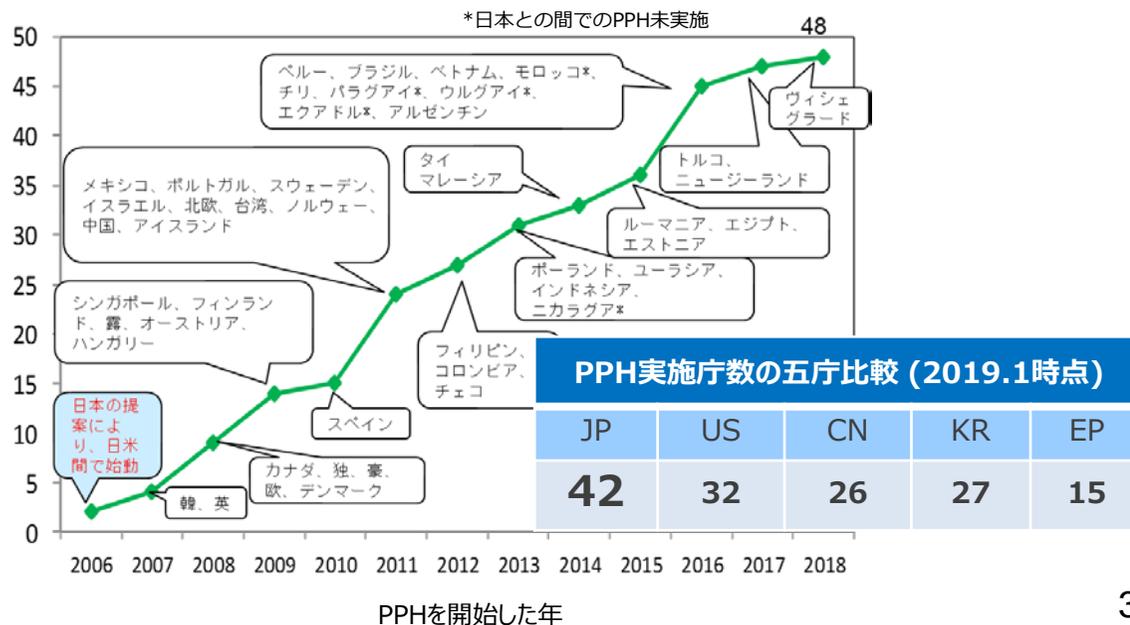
- PPH (特許審査ハイウェイ : Patent Prosecution Highway) とは、第1庁 (先行庁) で特許可能と判断された発明を有する出願について、出願人の申請により、第2庁 (後続庁) において早期審査が受けられるようにする枠組み
- 2019年1月時点で、48庁がPPHを実施
- 日本とのPPH実施庁は、2019年1月時点で42庁。最近では、2018年10月29日の日印首脳会談において、インドとの間の試行を2019年度第一四半期に開始することで一致
- 2017年における世界のPPH申請件数は約30,000件。2017年12月末における累積件数は16万件を突破



【世界のPPH申請件数 (各年毎)】



【PPH実施庁数 (2019年1月6日現在)】



- アジアを中心とした新興国・途上国の産業財産権制度整備及び人材育成支援を通じて、我が国の審査手法等を含む日本の制度・運用の一層の浸透を図る。
- 具体的には、我が国ユーザーや各国のニーズを踏まえ、**審査官を中心とした研修生の受入れ、長期・短期専門家の派遣、セミナー・ワークショップの開催等**を実施。

※数字はいずれも2019年1月末時点

